

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「西さがみ自然実感まちづくり計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県、小田原市、足柄下郡湯河原町

3 地域再生計画の区域

神奈川県小田原市の区域の一部（酒匂川以西）、足柄下郡真鶴町の区域の一部（真鶴湾及び岩漁港を除く）及び湯河原町の全域

4 地域再生計画の目標

神奈川県西部に位置する、小田原市、足柄下郡箱根町、真鶴町そして湯河原町からなる「西さがみ地域」は、小田原城等の史跡、東洋のリビエラといわれる海岸線、箱根・湯河原町の温泉、真鶴半島の優れた景勝等からなる多彩な地域資源を有しており、首都圏から毎年多くの人々が訪れている。

また、温州みかん・キウイフルーツ等の果樹や茶の産地でもあり、「みかんのオーナー制度」や「市民農園」等の都市住民の農業体験による農業振興や、地域内の観光施設を結びかつ各施設を連携したウォーキング大会の開催等、地域の特性を生かした様々な誘客の取組みも行っており、豊かな自然環境を生かした産業も盛んな地域である。

しかし、こうした様々な取組みを行う一方で、観光客の伸び悩みがみられる。また、樹園地の殆どが傾斜地に位置するという土地的悪条件に加え、地元農家の後継者不足等による耕作放棄地、手入れ不足の森林の増加から、自然環境の質的低下も懸念され、地域経済の停滞は否めない状況にある。

さらには、西さがみ地域の交通拠点である小田原市の中心部や、箱根町内は電車や道路網の整備が進んでいるものの、同市中心部以外の観光資源、農林業基盤の相互連結、及び中心部以外の住民の生活基盤となる道路の整備は立ち後れている。前計画である「西さがみ自然体感まちづくり計画」において、広域農道、林道、市町道の整備を進めてきたが、中心部以外の地域間交流は未だ不十分であり、大地震等の災害が発生した場合、道路ネットワークの分断によっ

て大きなダメージを受ける恐れもある。

このように、豊かな地域資源がありながら、十分な活用が図られていない中で地域を再生するためには、道整備交付金を活用して農道・市町道を整備し、基盤となる道路ネットワークを構築することで、観光施設の連携促進による地域間交流、基盤整備による農林業の振興や、防災対策を実施し、地域の再活性化を図る必要がある。具体的には、現在交通の便が悪く、十分な集客ができていない自然ふれあい・レクリエーション施設である「小田原こどもの森公園わんぱくらんど」の周辺道路整備による更なる利用促進、「滞在型市民農園」開設による、都市住民の参加での地域農業の活性化、道路網の活用によるウォーキングルートの設定等、幅広い年齢層を対象とした集客を進め、新しい地域の活性化を推進する。

(目標 1) 各拠点施設へのアクセス改善

(国道 1 号線県立生命の星・地球博物館前から

小田原こどもの森公園わんぱくらんどまで 10 分→ 9 分 △10%)

(湯河原町「ゆめ公園」から五郎神社まで

4 分 → 3 分 △25%)

(目標 2) 拠点施設への入込客数の増加

(小田原こどもの森公園わんぱくらんど 309,000 人 → 380,000 人 22%増)

(幕山公園梅の宴 180,000 人 → 210,000 人 17%増)

(目標 3) 新たな市民農園の開設

(滞在型市民農園 0ヶ所→ 1ヶ所 皆増)

(目標 4) 散策路等の設定

(ウォーキングコースの設定 根府川駅から地球博物館への経路新設)

(目標 5) 防災に配慮した道路ネットワークの構築

(福浦地区内への緊急車両進入 進入不可 → 進入可)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

小田原市、真鶴町、湯河原町を結ぶ広域農道小田原湯河原線と併せ、「西さがみ地域」の交流拠点である小田原市中心部から各市町の観光施設への市町道を整備することで、農業の経営基盤の強化や、人・物の交流・回遊性、防災面の機能強化を図り、併せて「西さがみ自然実感まちづくり」を達成するための各種関連事業を一体的に進めることにより、本地域における多

様で活発な交流・連携の基盤整備を図る。

- ① 現況の農道や市町道は海岸部の集落から山側の樹園地に向けて整備されているが、既設道路は幅員が狭く、路面状況も悪いため、農業経営近代化の大きな障害となっている。

このため、農業生産及び農産物の流通（輸送）の合理化を促進するために生産団地と集出荷施設を広域農道で結ぶことで効率的な集出荷体制、輸送力の強化を目指し、広域的な生産流通システムの確立を図るとともに、生産団地への通作距離の改善による営農労力、経費の節減を図る。

また、当計画区域は、道路交通の大部分を海岸沿いの国道 135 号に依存しているため、一般交通、観光交通による慢性的な道路混雑が発生しているが、広域農道小田原湯河原線の整備により、京浜市場等への農作物の集出荷ほか通行の目的に応じた交通の分散が図られる。

- ② 物の流れ（生産地から集配地、消費地までの物流の効率化）、人の流れ（農山村部から市街地中心部へのアクセス向上）を活発化する道路網を整備することで、周辺地域の活性化を図る。

また、アクセス基盤の整備により、かねてから地域で進めている「西さがみ自然実感まちづくり」にかかる各種事業（花と水の交流圏の観光・交流スポットの整備、交流型農業の推進、西さがみ連邦共和国・観光交流空間づくり等）との総合的かつ一体的な実施を図る。

- ③ 本地区が位置する南関東地域は、地震活動の活発な地域とされており、著しい被害を及ぼすと想定される東海地震や神奈川県西部地震など、その切迫性が指摘されている。

計画区域は内閣総理大臣が定める「地震防災対策地域」に指定されており、様々な防災対策の強化が必要とされているが、計画区域内における、小田原市～真鶴町～湯河原町に至る連絡道は現在国道 135 号のみである。このため、「神奈川県地域防災計画」では集落の孤立を防ぎ、緊急避難路や迂回路としても利用できる、広域農道や林道の整備による安全確保に努めることとしている。各集落のライフラインを確保し地域住民の生活に安心と安全をもたらすため、複数の代替路線による効率的な道路ネットワークを構築する。

- ④ 市街地や県内外の都市部から観光地へのアクセス改善により、農山村地域を活性化する。

5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

小田原市道0028号線（認定年月日：昭和58年7月1日）

湯河原町道福浦26号線（認定年月日：平成12年3月6日）

広域農道 小田原湯河原線（事業計画確定年月日：平成8年11月27日）

道整備交付金を活用する事業

〔事業主体〕

神奈川県（広域農道）、小田原市、足柄下郡湯河原町（市町道）

〔施設の種類（事業区域）〕

- ・ 広域農道（小田原市、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町）
- ・ 市 町 道（小田原市、足柄下郡湯河原町）

〔事業期間〕

- ・ 広域農道 平成 22 年度～26 年度
- ・ 市 町 道 平成 22 年度～26 年度

〔事業費〕

総事業費 4,100,000 千円（内交付金 2,050,000 千円）

- ・ 広域農道 3,990,000 千円（内交付金 1,995,000 千円）
- ・ 市 町 道 110,000 千円（内交付金 55,000 千円）

〔整備量〕

- ・ 広域農道 2.5 k m
- ・ 市 町 道 0.4 k m

5-3 その他必要な事業

(5-3-1) 基本方針に基づく支援措置

該当なし

(5-3-2) 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「西さがみ自然実感まちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

○小田原西部丘陵公園及び関連施設整備事業（事業主体：小田原市）

- ・ 小田原西部丘陵公園の施設整備

○花と水の交流圏の観光・交流スポットの整備（事業主体：小田原市・湯河原町）

- ・ 湯河原梅林幕山公園を始め、さつきの郷やもみじの郷、あじさいの郷づくり
- ・ 小田原健康ウォーキングコースの見直し整備

○西さがみ連邦共和国・観光交流空間づくり（事業主体：神奈川県・小田原市・湯河原町・民間事業者）

- ・ 県、市町、民間事業者やNPO等が一体となって、魅力ある地域づくりと観光交流の拡大を推進する。

○交流型農業の推進（事業主体：神奈川県・小田原市）

- ・ 滞在型市民農園の整備

○早川石丁場群保存整備事業（事業主体：小田原市）

- ・ 国指定史跡への推進
- ・ 保存・活用するための史跡整備の検討

6 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、県や市町からなる「地域再生協議会（仮称）」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし